

鴻巣市国民健康保険のお知らせ

問い合わせ／国保年金課保険担当(内線2652)・国保給付担当(内線2655)



国民健康保険高齢受給者証の更新について

高齢受給者証の送付／国民健康保険高齢受給者証(以下「高齢証」)の一斉更新に伴い、70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に対して、平成28年8月1日から使用できる新しい高齢証を7月中に送付します

有効期限／新しい高齢証の有効期限は平成29年7月31日ですが、それまでに75歳を迎え後期高齢者医療保険制度へ移行する方は、75歳になる誕生日の前日までとなります

医療費の負担割合／医療費自己負担の割合については、平成28年度(平成27年中)の住民税課税所得等を基に判定しており、表1のとおりです。

ただし、高齢証に該当する被保険者が2人以上いる世帯のうち、3割負担の該当者が1人でもいる場合、それ以外

の高齢証該当者の負担割合も3割負担となります。

また、住民税課税所得が145万円以上であっても、表2の①～③に該当する方は、申請により、表1の住民税課税所得145万円未満の負担割合となります。表2の④に該当する方のみ申請不要です。申請書類については国保年金課保険担当にご確認ください

●表1

判定基準		医療費の自己負担割合
生年月日	平成28年度(平成27年中)住民税課税所得	
昭和19年4月1日以前に生まれた方	145万円以上	3割
	145万円未満	1割
昭和19年4月2日以降に生まれた方	145万円以上	3割
	145万円未満	2割

●表2

	同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者数	平成27年中の収入額(④のみ総所得金額等－基礎控除額33万円)	負担割合変更申請
①	1人	収入383万円未満	必要
②	1人	後期高齢者医療制度へ移行した方を含めた収入合計が520万円未満	必要
③	2人以上	収入合計が520万円未満	必要
④	昭和20年1月2日以降に生まれた70歳以上の被保険者がいる世帯で、その世帯に属する70歳以上75歳未満の被保険者の総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額の合計が210万円以下		不要

限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証

国民健康保険に加入している方が、入院などで医療費が高額になることが見込まれる場合「限度額適用認定証」を医療機関へ提示すると、医療機関へ支払う一部負担金が自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯及び低所得者Ⅰ・Ⅱの方が入院した際「標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示すると、食事代の負担額が減額されます。交付要件／国民健康保険税に滞納がないこと

認定証の申請窓口／国保年金課・両支所福祉グループ
既に認定証をお持ちの方／有効期限は7月末です。引き続き認定証が必要な方は、7月19日(火)以降に改めて申請が必要です。所得区分を判定するため、世帯全員(16歳以上)の所得の把握が必要となります。扶養家族で所得がなくとも所得の申告をしてください。未申告の方が世帯にいると上位所得世帯と判定されますので、印鑑を持参のうえ

高額療養費支給制度

国保年金課国保給付担当へお越しください

国民健康保険に加入している方が、入院などで医療費の一部負担金(自己負担分)の月額が高額になったときは、申請により自己負担限度額を超えた金額が高額療養費として翌月に支給されます。

対象／対象者には受診月の3か月後に申請案内を通知します
自己負担限度額／年齢が70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方とは金額が異なります。また、前年の世帯の所得によっても異なります。詳細は国保年金課へお問い合わせください
その他／所得区分を判定するため、世帯全員(16歳以上)の所得の把握が必要となります。扶養家族で所得がなくとも所得の申告をしてください。未申告の方が世帯にいると上位所得世帯と判定されますので、印鑑を持参のうえ国保年金課国保給付担当へお越しください



平成30年度から国民健康保険制度が変わります

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、平成30年度から、都道府県が国民健康保険制度の財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指します。

国民健康保険税課税限度額が変更されます

地方税法の改正により、表3のとおり平成28年度国民健康保険税課税限度額が変更されます。

●表3

区分	変更前	変更後
医療保険分	50万円	51万円
支援金分	13万円	14万円
介護保険分	10万円	12万円
合計	73万円	77万円

※医療保険分とは、国民健康保険の保険給付に要する費用へ充てるための額です
 ※支援金分とは、後期高齢者医療制度の財源として、現役世代が支援するための額です
 ※介護保険分とは、40歳以上65歳未満の方の介護保険料に充てるための額です

納税通知書の内容を確認してください

国民健康保険税納税通知書を7月中旬に世帯主へ送付します。

世帯の課税内容／医療保険分、支援金分、介護保険分として計算され、その内容は「国民健康保険税納税通知書」に記載されています

個人の課税内容／国民健康保険税個人賦課額明細書をご覧ください。ただし、端数処理を行っていないこと、限度額を超えているなどの事由により合計税額とは一致しない場合があります

徴収方法／普通徴収（納期ごと口座振替や納付書により納付する）と特別徴収（年金

からの天引き）の内訳が記載されています。特別徴収の対象者で今年度中に世帯主が75歳となる場合は、特別徴収が中止され普通徴収となります。また、職場の健康保険等に加入されている場合は、国民健康保険の資格喪失届出が必要で、国保年金課・両支所福祉グループに、職場の健康保険証・国民健康保険証・本人確認書類・対象者と世帯主のマイナンバーを確認できるものを持参のうえ、届出してください

保険税の軽減措置が拡大

今年度より、5割及び2割軽減において、表4のとおり、軽減対象世帯が拡大されました。保険税は、世帯の前年中の所得状況により、均等割の7割・5割・2割の軽減措置が受けられます。軽減を受けるための申請手続きは必要ありませんが、擬制世帯主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得税の確定申告や住民税の申告を基に判定しますので、該当する世

帯で申告していない方がいる場合は、必ず申告してください ※収入がなかった場合や家族の扶養親族であった場合でも申告が必要です

●表4

軽減割合	変更前	変更後
7割	基礎控除額33万円を超えない世帯	変更なし
5割	基礎控除額33万円+26万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯	基礎控除額33万円+26.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯
2割	基礎控除額33万円+47万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯	基礎控除額33万円+48万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯

※擬制世帯主とは国民健康保険の被保険者の属する世帯で、その世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、国民健康保険税の納税義務者は世帯主となり、世帯主が擬制世帯主となります。特定同一世帯所属者とは国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、継続して同一の世帯に属する方です

その他の軽減措置

平成22年度より、倒産や解雇、雇止めなどによる離職者の国民健康保険税について、軽減の制度が設けられました。

対象／次のすべてに該当する方 ○平成21年3月31日以降の離職で、離職日現在65歳未満であり「雇用保険受給資格者証」を持っている方 ○雇用保険受給資格者証の理由欄のコードが「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかの方

算定方法／前年の給与所得を100分の30で算定します
注意／離職日以降、国民健康保険以外の医療保険（退職後の任意継続保険を除く会社の健康保険等）の加入期間などにより、該当しない場合があります
申請方法／本人確認書類・対象者と世帯主のマイナンバーを確認できるもの・雇用保険受給資格者証を持参のうえ、国保年金課・両支所福祉グループ